

平成 21 年第 6 回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成 21 年 12 月 22 日（火）午後 2 時 00 分～

場 所：石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

事務局出席者：13 名

田口室長、伊藤課長、下野課長、蛸谷主査、門馬主査、東主査、清野主査、
武藤主査、高橋主査、天池主査、三浦主任、伊藤主任、佐藤主任

委員出席者：13 名

余湖 典昭、菅野 勲、堂柿 栄輔、佐藤 雅代、渡辺 信善、土門 隆一、
神田 一昭、安藤 牧子、阿部 武雄、中村 嘉光、小笠原 紘一、永井 雅師、
松井 隆文

傍 聴 者：1 名

議 事：(1) 厚田区及び浜益区における第三者委託導入について(報告)

(2) 石狩市水道料金算定要領について(報告)

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 皆様こんにちは。只今より平成 21 年第 6 回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。

なお、本日は眞柄特別委員につきましては、公務により欠席ということで連絡が入って
ございますのでご報告いたします。安藤委員につきましては、出席でございますが遅れて
おります。それも重ねてご報告をいたします。

今回の審議内容等につきましては、お手元にご案内のとおりでございますが、なお本日
の会議終了予定時刻は概ね 16 時の予定をいたしております。

それでは余湖会長よりお願いいたします。

余湖会長

皆さんどうもこんにちは、お久しぶりでございます。年末になりまして、しかも大雪直
後ということで、足元が悪いなかお運びいただきましてどうもありがとうございます。

早速ですが審議に入らせていただきますが、内容はご案内のように最初が、「厚田区及び
浜益区における第三者委託導入について」ということでございます。

それでは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

東主査

水道室の東です。私のほうからこの報告についてご説明をさせていただきます。座って
説明させていただきます。

この度は、兼ねてから何度かご報告をしておりました、厚田区・浜益区の第三者委託の
導入を市の部局として決定しましたので、その全体についてご説明をしたいと思います。

第三者委託に関する今までの議論につきましては、旧石狩市の上水道事業について第三
者委託を導入する際にお話ございまして、その際に専門技術職員の不足、そして技術基
盤の確保という観点からすると、簡易水道事業こそ第三者委託を進めるべきという意見も
いただいたところでありまして、本市としてもその必要性を十分に感じていたところであ
ります。

市としましては、これに基づきまして、受託する事業者があるのかないのかという部分
が大きな問題になって参りますので、平成 20 年度に市場調査を実施いたしましたけれど
も、この際には 7 社に参加をいただきまして、見積書等をお出しいただいたということに
なっております。

次に問題となってくるのが、委託にはするんですけれども第三者委託を導入するのか、
それとも通常委託、いわゆる手足委託の選択肢はないのかということが、市の部局の検討
課題となりました。市の方針といたしましては、先ほども申しましたとおり、第三者委託
を最優先して参りたいと考えており、この理由につきましては、退職などによる専門技術
職員の不足、そしてそれに伴う技術の確保が極めて困難だという実情がございましたので、
第三者委託を最優先ということで考えておりました。

第三者委託にするかしないかという部分での、市の決定のポイントということで、表示

させていただいておりますけれども、一つ目にはまずコスト、市の委託金額がどの程度になるのかということがポイントになって参ります。技術基盤が確保されて、市の水準を満たす内容であったとしても、その委託料が著しく高いものであれば、当然市としては別の方策も考えなければならないということで、まずポイントの一つということで考えておりました。

もう一つにつきましては、そちらにも記述してございますけれども、その地域特性の中で、市の望む水準が満たされるのかどうかということがポイントでございました。そう言いますのも、平成20年、先ほどのご説明の市場調査の段階では、説明会や現場見学会こそ行いましたけれども、要求水準書あるいは仕様書という具体的な業務についての内容を提示しない中で調査ということでございましたので、この部分を確認する必要があると考えておりました。

こうしたポイントを最終的に確認をするために、今年の9月ですけれども、要求水準書・仕様書を提示したうえで、再度参考見積書の徴収を実施いたしました。対象といたしましたのは、前回の市場調査にご参加をいただいた7社にご連絡を申し上げまして、そのうち6社の事業者から見積書の提出を受けているところです。

実際にその段階で、仕様書・要求水準書を提示をいたしまして、合わせて説明会も実施をし、質疑応答のやり取りもさせていただいたということになっております。この調査の結果なんですけれども、6社のほうから見積書の提出がございまして、その内2社につきましては、市の想定するコスト、金額を下回るものが提出されました。要求水準書・仕様書など細かい内容を提示したうえで、なおご提案をいただいたということで、これは実現性があるものと市としては考えまして、第三者委託とすることに決定をしたという経緯になっております。

ただし、委託いたしますのは浄配水場等の維持管理業務、技術面の委託ということに絞ることとしております。以前お話いたしました水道料金の賦課及び徴収業務につきましては、現在厚田区・浜益区両区とも私人委託と言いまして、市が個人と直接契約を交わして検針業務などを行っていただいておりますけれども、まずはそれを法人委託へ移行します。旧石狩市側でも法人に対して検針業務などを委託しまして、その業者が人員を確保しまして検針業務を行っているということで、同じような形で行いたいと思います。

では、なぜ第三者委託に含めないのかということで、下の枠の中に理由を記述してございます。まず一つとしましては、支所の職員が継続して配置されるのかという部分が不安な要素だったんですが、今のところ支所職員が継続して配置される予定となっております。なおかつ、今現在行っております施設の巡回ですとか、そういった業務が第三者委託を導入することによって業務内容から若干減りますので、そういったことを考えても賦課徴収業務を十分担当できるのではないかとことが、まず理由の一点目でございます。

次の第三者委託にするとコスト高というふうに書いてございますけれども、実際に市の部局で、第三者委託を仮に導入した場合の設計を組んでみました。その設計の金額が結果としては1,500万円ほどの金額になりまして、それが想定金額であります約900万円という額を大きく超えてしまったということで、コスト高になってしまうということでございます。これは中身をちょっとご説明させていただきますと、第三者委託にいたしますと、厚田区及び浜益区の窓口、常時人を賦課徴収のために配置しなければならないということと、その2つの支所を管理する管理者を1名ということで、計3名の人員を委託の設計では見ております。その分やはり人件費の分が高騰いたしまして、私どもの想定している金額よりも、はるかに高い設計金額になってしまったということです。逆に前段のご説明ですけれども、支所の職員が水道だけの業務をやっているわけではありません。道路の維持管理業務なども元々兼務しておりますけれども、そういった中でも十分に日常業務、賦課徴収業務については担当できるだろうということで、支所の職員とも調整をして、こういった結果になってございます。

理由の3番目の通常委託でもコストは同程度ということなんですけれども、現在厚田・浜益における検針等の業務については、約400万円年間で費用がかかっております。これを通常の委託にした場合ということで、新年度予算の関係もございまして、参考見積

り等を取ったところ約450万円ぐらいで、法人委託にしても費用的には収まるだろうということで確認をしております。表示は500万円程度というところまで書いてございすけれども、厚田・浜益につきましては、春から雪の降るまで居住して、冬期間不在になる方が相当数おられるということもございまして、水道を開閉栓するという、元の栓を閉めたり開けたりという業務がございす。もし法人の委託の中で検針業務とともに含めると、マックスで500万円程度かかるのではないかとということで見積もっております。ただし、現状では支所の職員との調整の中で、元栓を開けたり閉めたりという業務については、支所職員で何とか担っていただけるということで調整がついておりますので、予定額としましては450万円程度ということで事務局としては考えております。

第三者委託を導入するということで決定をいたしましたので、以前もスケジュールについては案ということでお示しをさせていただきました。おさらいのような形になりますけれども、今後につきましては、今まさに契約事務等も始めておりまして、第一回の選定委員会を行いまして、年明け早々には受託者の募集をするために、公告あるいはホームページへの情報の掲載というようなことを始めたいと思っております。1月の中旬には説明会、見学会、そして事業者からの質疑に対する応答ということをしていただきまして、それに伴います参加表明書の受け付けを1月の下旬に想定をしております。参加表明につきましては、部局のほうで事前の資格審査等を行いまして、その審査に合格した事業者につきましては、2月の中旬から下旬の間を想定しておりますけれども、企画提案書、入札価格を含めました提案を提出をいただきます。それをまた事務局で簡易な審査等を行いまして、第二回の選定委員会の中で選定委員の皆様、これを得点化、定量化審査と申しますけれども、その提案を評価いただきまして、受託事業者の選定をしたいというふうに考えております。これにつきましては、最優秀、一番点数の高かった事業者と私どものほうで、契約に向けての打ち合わせを行いまして、合意に至った段階で4月1日の契約に備えて準備をしていくというようなことで考えております。

3月の部分に第1回の運営委員会を開催をする予定というふうに書いておりますけれども、これにつきましては開催することができれば、その段階で受託事業者の名前ですとか、そういった部分についてご説明をする機会をいただけたらということで、あくまでも予定といえますか、ここは案ということで載せておりますのでご了承いただきたいと思います。

最後ですけれども、今お話が出ました選定委員会、受託者を選定する委員会ですけれども、委員の構成といたしましては、専門的な知識を持っておられる学識経験者から3名、そして市の職員2名ということで、計5名で選定委員会を組織しようというふうに考えております。これは前回の上水道事業の第三者委託導入のときに選定委員会の設置要綱というものを定めまして、それに基づいて学識経験者、そして市の職員で構成するという規定に基づきまして、5名という枠で今回は選定委員会を設置しようというふうに考えております。第三者委託の関係につきましては、私のほうからは以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。何回かこの委員会で話題になりましたけども、市としては厚田・浜益区における第三者委託、委託を第三者委託という形態で導入するということを決定して、その手続きに入りますということで、来年4月から委託の予定であるという報告であります。

何かご質問、ご意見ございますか。こういう小さい水道の場合には、パワーポイントにもありましたけども、受けてくれる業者がいるかという問題と、安くできるかという問題が二つあって、まあ何とかクリアできそうだと。ただ2社というのがちょっと不安なんですけど大丈夫ですか。

東主査

はい、多少不安は感じておりますが、今回7社にご案内を差し上げましたのは、前回市場調査をした際ご協力いただいたところにだけお願いをしておりますので、そこに入ってもらっちゃらない業者の方が参加する可能性というのは、少なからずあるのではないかとこのように私どもとしては考えております。よろしいでしょうか。

余湖会長

その方向でいくということですね、基本的には。旧石狩市の第三者委託をやったやりかたと、手続き的には全く同じですか。

東主査 はい、選定委員会等流れは同じです。

余湖会長 3月か4月に契約するんだけど、引渡し期間はあるんですよね。3ヶ月でしたか。

東主査 はい、上水道の場合は契約書にもはっきり3ヶ月間は引き継ぎ期間ということで、謳わせていただいております。ただ簡易水道の場合、浄水場等の施設も多いということもございまして、職員数も少ないものですから、やはり約1年程度、半年から1年程度はそれなりに一緒にいて回らなければ、なかなかうまく引き継ぎできないのではないかと思います。とで、事務局は長くて1年程度は携わっていくというようなことで、今は考えております。

余湖会長 一つ一つやっていくような感じになるんですね。

東主査 はい、細かい部分もあると思いますので。

余湖会長 はい、わかりました。

佐藤委員 どうぞご自由にご意見、ご質問どうぞ。

東主査 水道料金賦課徴収業務のところのスライドで、まず一つは元栓の開閉っていうのも水道料金賦課徴収業務なんですか。

東主査 はい、すみません。説明がちょっと悪かったかもしれないのですが、賦課徴収業務ということで、実際に開閉栓の部分は賦課徴収業務と直接的な関連はございません。旧石狩市のほうにつきましては、特にそれは業務の中に含めておりませんので、当然厚田・浜益のほうでも考えてはいなかったんですが、旧石狩よりもまめに開けたり閉めたりと、要は長期間離れてしまうと水落としを忘れることによって、冬場凍結をして宅内で漏水がおこったりですとか、水道管が破裂してはいけないということで、割とまめに開閉栓をこちらよりも実施しているという実情がございます。それで件数がこちらよりも逆に多いものですから、そこもうまく職員数もある程度はいるんですけども、件数が春先と冬口あたりは集中して開閉栓があるものですから、職員でまかないきれない部分を委託に含めることはできないだろうかというようなことで検討しましたが、先ほど申しましたとおり、支所の職員がまた継続して配置される部分がございましたので、それである程度件数が多いときも、当然多ければ我々本庁の側の協力も必要になる場面もあるかと思うんですけども、そこは市の直営で開閉栓はやるということで、委託業務からは外すという考えをしております。

佐藤委員 今すでに委託をしている方は、それはされていないのでしょうか。

東主査 はい。あくまでも検針業務だけです。あとは浜益については前回もお話ししましたけれども、集金のほうもお願いはしておりますけれども、その開閉栓自体は全く携わっていない状況にあります。

佐藤委員 第三者委託にするとコスト高になるっていうのは、それらを全部市の職員が全くやらずに委託したらという意味でしょうか。

東主査 そうですね、そういう考えです。

佐藤委員 もしその開閉栓の部分だけは市として、水道事業としてやるから、賦課徴収業務だけを委託するという計算をしてもやっぱり高いんですか。

東主査 開閉栓はやはり業務の一部でございまして、私も考えていたのはサービスの部分から考えますと、常時窓口に委託した会社の方を配置していただいて、そこで苦情の問い合わせから窓口の受け付けから、全部やっていただくということで考えておりました。それは開閉栓とは直接関係ない部分なんですけれども、そうすることによって支所に各1名ずつは基本配置させていただきまして、それにその2つを統括する方、管理者という立場の方を置くと3名の社員の方を置いていただかなくてはならなくなるものですから、それでコストが高いと。では、元々市の想定していた900万の中にはそれが入っていないのかということになるかと思うんですけども、実際には今現在支所の職員が、水道の賦課徴収業務をっております。全く検針以外は委託しておりませんので、窓口業務等っております。では、その窓口業務の件数がどれくらいなのかということなんですけど、多くても一日に3件とか5件とかそういう状況でございます。そうすると支所の職員は、先ほども言いましたとおり、他の道路の維持管理パトロールですとか、他の施設の関係の仕事もっております。その中でもある程度、取扱い件数が少ないものですから、十分職員でも対応していただけるんですね。支所の職員がいろんな業務の中の一つとしてやっていること

を、委託とすることで丸々その賦課徴収のためだけに人を置かなくてはならないという状況になると、どうしてもコストを比較したときにコスト高になってしまうという部分があったものですから、それで職員がある程度担えるという現状が把握できましたので、第三者委託ではなく、そこについては直営でといいますか、ある程度支所の職員が担っていく中でやっていけばいいのではないかとということで第三者委託には含めなかったということになるんですが。すみません、うまく説明できてないような気がするんですけども。どうでしょうか。

余湖会長 納得いただけましたでしょうか。問題が結構複雑なので、聞いてると。支所職員を継続して配置するというのは、今いる方がそのままいるという意味…。

東主査 はい、今ですね各支所に2名ずつおりまして、その方が一般部局のお仕事と水道部局のお仕事と、元々兼務をしております。

余湖会長 1.5人とかそういう話ですね。

東主査 そうです。その2人のうちだいたい1名の方が水道の仕事をメインにと、ある程度仕事の分けはされてるようなのですが、その4名体制が新年度については1名減で両支所でトータル3名というようなことも、今話しとしては出てきております。ただその部分は残りまして、業務については、水道の業務もある程度やっていただくということで、組織の中では話を決めておりますので、これがゼロになりますとまた状況が変わってきますので、別の委託等の手立てをしなくてはならないという認識はあったのですが、一応支所のほうにも職員が継続して残ると。

余湖会長 旧石狩市の第三者委託をやったときには、お金の問題と職員の数のデーターも出てたような気がしたんですけど、今のお話を聞くとそのへんが引っかかるかな。委託しても職員があまり減らないのかなと、どういう体制になるのかなというのが。

東主査 今のところは、維持管理業務が先ほど1年間引継ぎ等で、支所の職員が引き継ぎすることでございまして、その後につきましては1年間かけて引き継ぎが済めば、支所の職員は更に減らしまして、水道の施設からは完全に離れる形になります。ただし、賦課徴収業務が残るものですから、そこをもし支所に継続してやっていただくとすると人工的には0.2人工くらいですね。1支所について0.2人工というようなことをございしますので、コスト的には一般部局との給与の負担というのは発生するんですけども、人工的には0.2人工程度を支所に機能として残せればというふうに私どもは考えております。それはもう水道料金の賦課徴収のみを支所で行う職員として配置をいただくということで考えております。

余湖会長 結局小さな世帯なので、賦課徴収業務だけではなく、関連している仕事がいっぱいあってというようなことですか、筋としては。

東主査 はい、そうです。

余湖会長 ああ、なるほど。

予定ですね、まだね。

東主査 一応予定です。

余湖会長 ただ一方で、運転したときの役所の管理とか、そういう問題も出てくるからその辺今度の委員会でも結構ですので、ちょっと整理してご報告いただければと思います。

東主査 はい。

安藤委員 通常委託でもコストは同程度という、現在約400万円というのは、0.2人の分が400万円という意味でしょうか。

東主査 それは0.2人工の分ではなくて、検針をしていただいている業務です。

安藤委員 検針業務ね。

東主査 人件費とはまた別の、あくまでもお願いをしてやっていただいている部分です。

安藤委員 その金額なんですか。

東主査 はい、そうです。

安藤委員 わかりました。

1日3件って言いますと、全部で何件あるんでしょう。

東主査 検針をしている世帯数ということですよ。

安藤委員 門馬主査 安藤委員 門馬主査

はい。
 検針している世帯数は、その1日4件というのは、先ほど言ったのは…。
 支払いに来る方が4件ですか。
 それぞれの窓口に来る方が、だいたい支払いとかそういうのも含めて1日2～3件程度ということで、検針自体は今両支所合わせて5,500程度ですね。そのぐらいの人数を6人の検針員で賄っております。

安藤委員 余湖会長

ありがとうございました。
 6人もいらっしゃるんだ。浜益は料金も集めているという話でしたよね。その体制は続けるのですか。引き落としにはしないのですか。

東主査

一応今のところ部局としては22年度、来年度いっぱい、現状の集金業務を継続させていただくんですが、23年度からはやめるということで考えております。実際に支所の方にも、浜益区の方にもそういう周知が必要だと今考えておりまして、チラシといいますかそういったもので、23年度からは自主納付かあるいは口座振替に切り替えて下さいということで、今アナウンスをする準備をしております。

門馬主査 余湖会長

チラシについては、これから作成して浜益区のほうで配る予定ではあります。
 いかがですか、他に。よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。
 次は「水道料金算定要領」についてということで、今後の中期経営計画などで話題となった水道料金の値上げ、改定と一般には言うのかもわかりませんが、その段階の一つとして、こういう水道料金算定要領というのがあるんだそうで、それについて報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。

門馬主査

私、業務課で水道料金を担当しております門馬と申します。よろしくお願いいたします。
 私から料金算定要領についてご説明申し上げます。お手元にペーパーで「石狩市水道事業水道料金算定要領」ということで案をお配りしておりますけれども、この内容に基づきまして、これからパワーポイントで説明して参りたいと思います。
 まず、水道料金算定要領とはどういうものかというお話なんですけれども、算定要領というのは、水道料金を決める際の基本的なルールでありまして、これを決めないことには料金を決める作業を行うことができないというものでございます。それでこれからはこの算定要領に基づきまして、毎回料金の算定を行って参ります。そしてこの料金については、この運営委員会にお諮りいたしまして、ご審議をいただいて料金を決定して参るということになります。
 算定要領に定める項目ですが、大きく言いますと1から7まで、「第1 趣旨規程」から「第7 特別措置」というものまでありまして、主な部分、特に重要なのが「第3 料金算定期間」から「第6 料金体系」までなんですけれども、この主な部分につきましてこれから説明して参りたいと思います。
 まず料金算定期間です。料金算定期間というのは、今後何年の期間を見込んで収入と支出を計算し料金を決めるか、簡単に言いますと何年に一回料金を見直すかということでございます。これについては5年ということで只今考えております。というのは、この期間についてはだいたい前回の委員会でも道内の例ということでお示しをしたんですけども、概ね3年から5年というのが、だいたい一般的な期間になってるんですけども、3年ということにしますと、だいたい料金の改定作業というのは概ね通常2～3年程度の時間がかかりますので、そういうことになりますと料金改定の作業が終わると、またすぐに次の料金の改定に向けて作業を始めるということになりますので、毎年のように料金改定作業を行うことになります。また、あまり長い期間ですと、こういう時代ですので社会経済情勢の変化に対応しきれないということもございまして、適度な年限であります5年間ということで決めさせていただこうと思っております。ただし、景気の急速な落ち込みなど、社会経済情勢の変化が原因で、料金収入が極端に落ち込むとか、そういう場合で料金改定を急がないとまずい状況になるという場合でしたら、例外として3年間に短縮するということもあり得るということで決めたいと思います。またこの見直し期間という、料金の見直し期間については、必ずしも5年ごとに料金の改定を行うという意味ではございません。これから5年間の収入と支出の見込みを計算してみまして、収支のバランスがとれている、

要するに黒字になるようであれば、料金の改定は見送るということで決めることとなります。

次に「営業費用」と「資本費用」ということですが、営業費用と資本費用と専門的な言葉がありますが、料金を決める際に水道事業を運営するのにどれだけのお金がかかるかという、コスト計算をするのに必要な考え方です。事業に必要なコストはそこに書いてありますように、大きく分けて営業費用と資本費用とに分類できます。

まず営業費用というものですが、これは日常の浄水場など水道施設の運転管理に必要な費用です。皆様のもとに安全な水を安定的に送るためには、当然人件費がかかりますし、施設の修繕費、受水費、受水費とは原料となる水の代金ということですがけれども、こういったものや、施設の減価償却費などいろいろな費用がかかって参ります。これらから、控除項目、要するに料金以外の収入ということなんですけれども、具体的に言いますと、消火栓工事などに伴い消防などから頂く受託工事収益ですとか、皆様の家の水道の機械、蛇口などそういうものを給水工事と言っておりますけれども、給水工事の検査をする際にいただきます検査手数料などの手数料、それから下水の料金をかける事務を上水のほうで担っているものですから、下水道事業のほうから賦課徴収に関する委託料といった形でお金をもらっています。そういう他の会計から入ってくる他会計の負担金。あと役所の一般会計、そこから入ってくる補助金。こういったものを差し引いた費用が営業費用としてまずは計算されていきます。

次に「第5 資本費用」ということになりますけれども、これは将来の施設の拡充や、改良に充てられる費用と、企業債などの借入金の利息と合わせたものになります。具体的に言いますと企業債の利息、一時借入金の利息、資産維持費ということになりますが、この資産維持費と言いますのは、将来の施設の拡充や改良に充てられる費用のことです。公営企業では株主配当などは必要ありませんので、これは一般企業における儲けということではなくて、全て災害復旧や計画的な施設整備などの水の安定供給を継続するために、将来に備えた施設の拡充などの費用に振分けられる重要なものであります。

次に参りますけれども、先ほどシート9で説明したものを図式化したものですが、真中に営業費用と書いてありますけれども、これは施設の運転管理費用から控除項目、右に書いてあります料金以外の収入、こういったものを引いたものです。これと右に書いてあります資本費用、支払利息と資産維持費、これを合算したものがこの資本費用となります。そして、営業費用と資本費用を足したものが料金の全ての原価、コストになりまして、この料金原価がすなわち料金で賄うべき費用ということになって参ります。言い換えますと、この料金原価を賄うことができるように料金が決定されるということになります。

次に料金体系ですが、ここでは料金体系の原則について規定しております。これからの料金改定にあたっては現在の料金体系を基本的に踏襲する考えでありますので、基本料金と従量料金、従量料金とは使用量に応じて水量1トンあたりにかかる料金ですがけれども、基本料金と従量料金というもののから成って、口径により料金の違う口径別料金、こういうことを基本的な料金区分、この三つの基本的な料金区分を定めていこうと思っています。

現在の料金体系について、家庭用13ミリの例についてご説明して参りますけれども、まず基本料金があります。0トンから7トンまでの間は1,300円ということで基本料金としてかかって参ります。従量料金を加算したものが水道料金になりますけれども、従量料金につきましては、月の使用量8トンから14トンまでの間は1トンあたり170円、15トン以上使うと1トンあたり270円と、多く使用すると単位あたりの料金が高くなるという料金体系になっております。これは^{ていぞう}逓増型料金体系と言っておりますけれども、こういった、使えば使うほど料金がどんどん高くなるという料金体系を、石狩市は現在採用しております。前のページに戻りまして、^{ていぞう}の口径別料金のお話ですがけれども、一番小さな口径13ミリから、一番大きな100ミリまで8種類に分けた料金を採用しております。大きな口径になればなるほど、料金が高くなる料金設定となっております。

最後のシートになりますが、先ほど説明しました家庭用料金をグラフ化したものですが、これを見ますと三階建の構造になっているのがお解りいただけると思います。まず一階部

分に先ほど言いました基本料金 1,300 円という部分がありまして、それから 2 階部分、これが 8 トンから 14 トンまでの間にかかっております、1 トンあたり 170 円という部分、次に一番上の 3 階建ての部分、1 トンあたり 270 円がかかっている部分がありまして、このように使えば使うほどどんどん料金が高くなる^{ていそう}逓増型料金という、料金の特徴がこのグラフからもお解りいただけたと思います。

以上、現行料金について説明いたしました。

今まで説明したような内容を軸としまして、先ほどペーパーでお渡ししました料金算定要領をこれから定めて参りたいと思いますけれども、初めに申し上げましたとおり、この算定要領というのは料金を決める際の基本的なルールでありますので、まず料金改定をする際には、必ずこの算定要領というものを決めなくてはならないということをご理解いただきたいと思います。

これで私からの料金算定要領についてのご説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。ちょっと解りにくく、私も誤解したのですが、まずこの料金算定要領という文章ですね、これはまだ完成していないんですね。

門馬主査

これは案ですから、当然まだこれから決めるという話ではあります。

余湖会長

案にもなっていないんですね。料金が入ってないので。

門馬主査

これはですね、料金算定要領というのはどこもそうなんですが、具体的に料金の料金表が載るとかいうものではなくて、あくまで基本的ルールだけを定めるものなんです。

余湖会長

そうすると、これはもうだいたい決まってるってことですか。

門馬主査

そうですね。このような形になるということです。

余湖会長

そして、今回の次の料金値上げに向けて、この文章でいくと、第 3 条の「料金算定期間は 5 年とする」と。この部分を今回の改定の目玉にしたというふうに理解していいんですか。

門馬主査

そうですね、この料金算定期間が何年にするかというのは、重要な部分だと思います。

余湖会長

前回料金改定したときもこういうのを作って、その時には、この改定期間という第 3 条にあたるようなものはなかったということですか。

門馬主査

はい、ありませんでした。その時は、これと同じルールには基づいて営業費用とか資本費用とか料金原価についての部分は、同じような方式で料金を決めているんですが、こういった定期的に見直していくという部分はなくて、その時だけの算定要領といいますが、そういうかたちで決められて、それが続いてないという状況ではあります。

余湖会長

そうすると、この要領というのは非常に味気ない文章なんだけれども、手続きとしては非常に大事なことを言ってるんですね。

門馬主査

手続きとしてはそうですね。必ずこれは決めて基本的なルールをこれから何年間で実際収支を見て、料金算定をしてローリングをしていくかっていうルールになりますので。

余湖会長

これは議会の承認を得るとかそういうことになるんですか。

門馬主査

これは内部の要綱として決めますので、議会とは直接関係ありません。

余湖会長

ということで、ちょっとはお解りいただけたかなと思います。第 3 条、これ以外あとは当たり前のことですね、どちらかというと。

門馬主査

そうですね。基本的にどこの市町村でも、そんなに大きな差異はないというか、だいたいこういったレベルで決められているものですね。

余湖会長

第 3 条の書き方、これこの前の委員会でも、僕ちょっとわからなくて聞いたんですけども、「料金算定期間は 5 年とする。ただし、社会経済情勢の変化に対応するため 2 年の範囲でその期間を短縮することができる」という書き方なんですけれども。

門馬主査

最大 3 年に。

余湖会長

普通だと、「料金算定期間は 5 年とする。ただしなんだかに対応するため 3 年にすることができる」って書くだろうと思うんですけども。

門馬主査

これは幅を取って、極端に言えば最大 3 年なんですよ。4 年もあり得るという意味もないわけではないんです。最大 2 年間まで短縮できますよという意味で書いておりますから。

余湖会長

これは表現が間違ってるんじゃないかと、この 3 年間に短縮できるっていうのは、2 年の

範囲でその期間を短縮できる、5 マイナス 2 で 3 だと言う意味。

門馬主査
余湖会長

そうですね。

それでは、ちょっと味気ない文章ですが、考え方としては非常に重要なものですので、何かこれについてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

堂柿委員

今料金はここにはなくて、別に決めるということなんだけれども、料金のほうはこれは次回での議論になるんですか。

伊藤課長

料金改定につきましては、当然この委員会に諮問をし、ご審議の上答申ということでしたくことになりますが、それを踏まえまして当然市の原案を作成いたしまして、議会上程をしまして議会議決が必要になるということになっております。

余湖会長
堂柿委員

委員会に先に諮問をして答申をして、それが議会にということですね。よろしいですか。

はい、それで質問なんです、これは要領ですから議会は関係ないっておっしゃったんだけれども、ちょっと大きな話になるんですけれども、一般の道路を時速 60 キロ以上で走ることができないっていうのは、これは道路交通法に書いているのではなくて、道路交通法施行令に書いてあるんですよね。だから法律そのものは議会で変えることだけでも、数字はもっと下の段階で気軽に換えられるというふうになっているんですよ。そうすると、むしろその考えでいくと、要領は要領なんですけれども、これ自体は議会レベルの大事なものでね、数字というのはその下で動かせるくらいにしといたほうがね、そういう考え方もあるんじゃないかなと思ったりして。

余湖会長

おっしゃる意味わかりますね。例えばそういうランク付けがあったとしてもね、料金の具体的な改定案が出てきたときに、議会に対してこの 5 年に一度見直すうんぬんとかね、そういうことも同時に議会に対して提案するような形になるのかということで、その辺が重要ですね。

堂柿委員

料金が主役になってドンと上がるんじゃなくて、あくまでも主役はこれで、これに基づいて料金というものが変わってるんですよというふうにすれば。

余湖会長

その辺はね、私もそう思うんだけど、実際のやり方としてはどういうふうになるんですかね。

蛸谷主査

業務課の蛸谷と申します。私のほうから説明させていただきます。今堂柿委員のほうからご質問いただきました、議会における位置付けなんですけれども、まず水道料金自体は使用料の取扱いですので、これは条例ではっきり定めるとというのが地方自治法の取り決めになっておりますから、当然その重さと言いますか、料金そのものはキチンと市で言うところの法律、いわゆる条例で定めなさいということになってますので、最終的にいくら使用者からいただきますということは、必ず条例で決めることになっております。今回の算定要領につきましては、そこに至るまでの作業的な細目を定めているものという位置付けですので、今年の 2 月か 3 月にも一度この話題になったかと思えますけれども、あくまで市の内部的な内規という取扱いですから、議会の議決を必ずしも必要としないという形で説明させていただいております。要領は、非常に細かい作業の内容とかを定めている部分でありますので、この部分については議会の議決という形は取らないということになりますので、ご理解をいただければと思っております。

余湖会長

行政的な意味付けはわかるんですが、多分ここにいるメンバーはそれでは納得しないんじゃないかと思うんですが、今のでいかがですか。

小笠原委員

この算定要領というのは今説明があったように、位置付け的には計算方法を示すだけなんです。適正な使用料を決定するためには石狩市はこういう算定方法を採りましたということにしか過ぎないわけであって、それからはじめた水道料金というのが、今説明があったように使用料、条例で定められる公的施設の使用料をどうするかと、それは議会の議決が必要だと、そういう手順を踏みますので、平たい言葉で言えば計算方法を示したに過ぎないと、そういう位置付けですよ。

余湖会長

これ自体はね。ただどうなんですか。例えば今度料金を値上げしますよ、こういう金額にしますよと、それだけ言って 5 年に一度見直すということを触れないわけには多分いけないでしょうね。その辺の扱いがどうなるのかというのが、多分堂柿先生はその辺りを気にされてるのではないかと思います。

- 蛸谷主査 おそらく、条例案を議会に提案した時点で当然議員の皆様からは、どういう理屈でこの数字になったかについて、当然それは詳細な質問が出されますので、そこで必然的にどういうルールでこの金額がはじき出されたのかという考え方も、議会もそうですし、またパブリックコメントなどで、広く市民の皆様から意見をいただくときには、やはりこの5年間、将来の5年間を見据えてこの金額は必要だという結論で案を出しましたとか、そういったような説明を結果的にはすることになるのかと考えております。
- 余湖会長
佐藤委員 ご意見、ご質問お願いします。
- その5年に一度見直しをするという形で明記したことによって、今後少なくとも5年のスパンでは料金水準の適切性について、見直しをされるということになるんですが、24年前から今までにかけての、料金水準の適切性っていうものは、審議というか検討をされたことはあったんでしょうか。と言うのも24年前の水準で今ずっときたわけで、今は厳しいというのは解っています。つまり、新たな料金設定の部分はこれでやっていくとか将来何年やっていけますっていう水準で話すと思うんですが、今厳しいけど前はものすごく余裕があったたくさんいただいて、それを徐々に使い果たして苦しくなって、もうどうしようもないって説明をされることになるんですか。
- 門馬主査 今まで料金改定をしてこなかった24年間というものがあるわけですが、これについては佐藤委員のほうから言われた部分というか、実際赤字になってこなかったという部分が極めて大きいと思うんですけども、今まで幸か不幸かというか平成19年あたりまでは赤字というものは出てこなかったということで、ローリング作業というものはこの間一回も行われずに、料金改定も行ってこなかったというのは実情ではございます。
- 蛸谷主査 ちょっと補足説明させていただきますが、この間平成19年度も実際90万ほどの赤字が出てます。ただその赤字も以前は一時的な部分なんです。例えば平成15年の時に、三位一体改革で交付税が減らされた時は、本来水道に一般会計からルール的に入る繰入金、一時延期された時期があります。そういった時には当然決算としては、入るべきものが入らなかったのも、一時的には赤字の決算になったときはありましたが、ただ中期経営計画でシミュレーションしたような、これからは連続して赤字が見込まれる状況が、たまたま60年度の料金改定以後、札幌分水をうまくコントロールしながら、また施設を整備することによって上手に運営してきたということもございまして、なかなか料金改定の議論までには至らなかったという事実がございまして。
- 佐藤委員 もし民間の考え方だとすれば、ある程度余裕があるのであれば、今後料金をあげる一方ではなくて下げるという考え方も出てくるわけですね。下げる必要はないという状況でずっときたということですか。
- 蛸谷主査 そうですね、そんなに極端に黒字の額が大きいというわけでもなく、当然中期経営計画でも話題になってます施設の更新ですとか、将来的なものを考えたときに、値下げというところまでの判断はいかなかったというところですよ。
- 佐藤委員 今回の原則5年で、ミニマム3年間で算定を変えていくっていうことは、少しずつ3年おきに上げていくという考え方と、最初に大幅に上げてしばらく放っておくという両方があると思うんですけども、そのイメージでいくと今までの24年間というのは、適切な水準がずっと続いていたという解釈になるんですか。これからは頻繁に上がりますよってということで、市民の皆さんにご説明をするのかどうなのかっていうところで、ものすごく難しい判断の局面だと思います。
- 余湖会長
伊藤課長 そうですね、ストーリーの問題ですね。
- 従前から経営についてはですね、経営努力をしながらやってきた経緯があります。その中で今言ったように極端に赤字にもならず、安定した利益を保ちながら利益積立金もある程度保存しながらやってきたという状況になっております。中期経営計画でもお示しをしましたけど、当然今後も経営努力は続けていくわけでございますけども、その経営努力だけでは乗り切れない状況があるという中で、当然料金改定というような動きに今なってるわけございまして、そういう形で市民に対しては説明をしていきたいなというふうには思っておりますけれども。
- 菅野副会長 今まで長年値上げしなかったってことは大変良いことなんですけども、当時の行政

のやり方としてはやはり一回決めたものは、特別何か改定をする要素がなければそのままずっと通ってきていたと。内部的には若干の見直しはあったかもしれませんが、今後この要綱に基づいて5年ごとに見直すということは、料金改定を前提としたものではないと、するかもしれませんが、値下げするかもしれませんが、結果的に料金というのはどのように決められたかっていうことを市民に、料金の透明性っていいですか、そういう周知する意味でも、こういう規定とか見直すものだというところは、大切なことだと思うんですね。そういう面で今までは一つの流れの中でやっていたけども、これからは一定の期間で常にそういう形をとってこういう趣旨だと理解してるんですけどいいですか。

伊藤課長
神田委員

その通りです。

一点だけ質問したいんですけども、この関係で毎年水道企業会計の決算が出ますよね。そういう中で、やはりこれだけ黒字が出るのなら、料金を下げる方法を考えたかどうかというような議会での指摘は、先ほどの説明を聞いておりましたら、そんなに莫大な黒字ではないということですから、ある程度理解はしますけれども、そういうことで議会では料金に対して、これだけ黒字が出るのなら下げたほうがいいのではないかというような指摘はなかったですか。

蛸谷主査

当然過去には見ただけで純利益が出ると、先ほど門馬のほうから説明がありましたが、儲けではないんですけども、イメージ的に純利益が出たりなんかしますと、当然議員さんの中にはそれを還元すべきだというようなご質問もいただいたことはございます。ただ先ほども申し上げましたけれども、将来にわたって水道サービスを維持していくために施設の更新ですとか、これから西部から受水しますけども、いろんな社会情勢に対応していくために利益積立金ですとか、その他4条の補填財源、こういったものを純利益でもって形成しておりますので、そういった目的で将来のために使わせていただきたいと。直ちに蓄えをもって、一時的に料金の値下げをするという形にはなりませんよということで、議会で答弁をいたしまして、ある程度ご理解はいただいているというふうに考えております。

神田委員
余湖会長

はい、わかりました。

よろしいですか、他にいかがですか。佐藤委員が言われたお話というのは、あるいは今の菅野副会長のお話もそうですけど、今までずっと料金値上げやってなくて、今回やろうとして且つ5年という数字が出てきましたよと、そういうときに市民の反応っていうのはいろんなものが考えられるわけですよ。それを、過去を含めてどういうストーリーで説明するつもりなんですかということを、非常に心配されてるというふうに受け取ったんですけど、確かにその辺が、まあ当別ダムだって本来ならもっともっと早く完成しているはずでしたよね。それが遅れてたし、そういうことが多分市民が誤解している面もあるし、これからそういうことをきちんと説明していかないと駄目なんじゃないんですかと、そういうご指摘を受けたと考えてよろしいですか。

他にいかがでしょうか。

小笠原委員

整理の仕方としてはそう難しくないと思うんですね。今までは人口が増えてきたと、従って料金収入を得られるという、増加するという要素があったと。さらに昔は人のある程度抱えていて、だけどそのあといろんなOA機器とか、それをサポートするようなものが出てきて、人員をカットできてきたと。従って上がる要素、それから一方で施設が古くなって修理費がかさんでくるとか、将来に向かってある程度蓄えなくてはいけないとか、そういったものをこの委員会でも将来に向かっていろんな表を出したましたよね。こう出していくと膨大な利益がそこで出たとかね、そういう議論がなくなると思うんですね。それが今度は、今のここに立ち至って増える要素が全くなくなってしまった。お金を使う要素しかなくなって、もう削る余裕もなくなってしまったと。従って第三者委託が出てきたわけで、そこを考えるとこの委員会でも議論になったのは、やっぱり料金を検討するのは、あるスパンを決めてやるべきではないか、という意見になって5年が出てきたと思うんですね。従ってそれは対議会でも、市民の人に対してもきちんと説明しきれののかなと私は思ってますけどね。24年間改定しないというのは驚異的な話で、やっぱり先ほどから説明があったように、一年限りの単発の赤字はあったにしても黒字経営をやってきたという

ことは、内部努力もありということだと思うんですがね。それはチャートに絵を書けば、変なことをやっていないということは解るんだろうと思いますけどね。決して24年前が料金が高すぎたということではないと思うんですよね。

佐藤委員 それが説明できれば、本当に理解を得やすいんですが、残念ながら申し訳ない言い方をすると、水道事業だったりとかってというのは、昔たくさん儲けてたから余裕でやってこれたんだ、というような印象を持ってらっしゃる方は多分あまり少くない。本職でやってらっしゃる方の前で申し訳ないんですが。

余湖会長 一般市民の感覚としてね。

佐藤委員 はい、私は石狩市民ではありませんが、やっぱりすごく高い料金を払わされて、それでももう余裕でやってきて、今になってちょっと厳しいからっていうふうに、最初からそういう自分の視線から入られると、話の議論すらもできなくなるので、今までもこれだけちゃんとやってきてっていうのを、やっぱり説明をしていかないと思います。

余湖会長 確かにそれはありますね。みんな高いと思っていますから水道料金。石狩市は。いろんな重要な今後に向けての考え方、アドバイスいただきましたが、他にいかがでしょう。

はい、ありがとうございました。

【15：00 休憩】

【15：55 再開】

余湖会長 それでは、会議を再開いたします。事務局から連絡事項などお願いします。

蛸谷主査 連絡事項といたしまして、今回の議事録の署名委員は、渡辺委員と中村委員にお願いいたします。

また、次回の運営委員会については、改めて事務局からご案内をさせていただきます。

余湖会長 今年度中の開催予定はありますか。

蛸谷主査 今のところ、明確なテーマがございませんので。その辺も含めて事務局で検討したいと思います。

余湖会長 任期の関係があるんで、気になっているんですが。

菅野副会長 任期は全員同時に切れるんですでしたか。

蛸谷主査 はい、全員切れることになります。

余湖会長 わかりました。他に何かございませんか。

それでは、解散としますがよろしいですか。

これで、解散とします。お疲れ様でした。

【16：00 終了】

平成 22 年 1 月 27 日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員
中 村 嘉 光

議事録署名委員
渡 辺 信 善